

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本 (B5判縮小)

第4章 特別受益をめぐる紛争

○生前贈与の特別受益該当性と持戻免除の意思表示の有無が問題となる場合

設例

具体的な紛争事例を掲げます。

被相続人Aが亡くなった。相続人は、Y(長男)と相談者X(二男)の2人である。次の2つの場合、どのようなことが問題になるか。

設例(1) Yは高校卒業後、進学もせず、定職に就かず収入が少なかったことから、生前Aより月10万円程度の生活費の贈与を継続して受けていた。その贈与の総額は600万円にのぼる。

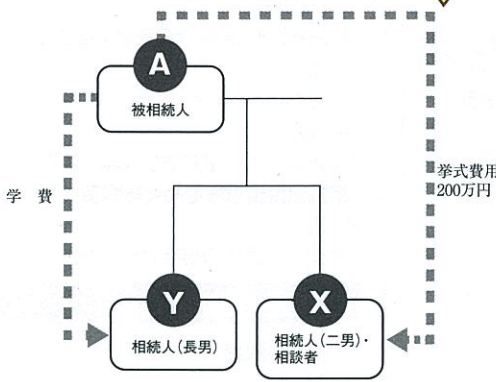
Yが受けていた上記総額600万円にのぼる生活費の贈与は、持戻しの対象となるか。

設例(2) Xは、現在の配偶者と結婚する際の挙式費用(200万円)をAから出してもらっている。他方、Yは大学(国立大学文学部)を卒業しているところ、その学費の全額をAが負担していた。遺産分割に際し、Yから、上記200万円の挙式費用の援助が特別受益に該当すると主張されている。上記200万円の贈与は、特別受益として持戻しの対象となるか。また、YがAから受けていた学費の援助は、持戻しの対象となるか。

設例内容の要旨を図示し、当事者関係図とともに争点を示しています。

第4章 特別受益をめぐる紛争

(設例(2)について)



ポイント

問題の所在や結論などを解説しています。

1 設例(1)について

本設例のように収入の少ない子に対する1か月10万円の贈与という金額からすると、月額の贈与額は扶養的金銭援助の範囲内と解され、「生計の資本」としての贈与とは言い難く、Xの生活費1か月10万円(総額600万円)が持戻しの対象であるとする主張は認められないと思われます。

2 設例(2)について

(1) 特別受益該当性

第4章 特別受益をめぐる紛争

他方、高校卒業後の学費は、子供の資質・個性等にに応じた親の子に対する扶養の一内容として支出されるものであり、遺産の先渡しとしての趣旨を含まず、特別受益に当たらないとされることが多いです。したがって、Yが受けていた学費は、そもそも特別受益に該当しないと認定される可能性が高いと思われます。

(2) 持戻免除の意思表示

また仮に、挙式費用や学費が特別受益として評価し得るとしても、本設例のように、X・YそれぞれがAから何らかの援助を受けてきたような事情がある場合には、特別受益が相続人間の実質的公平を図るための制度であることに照らせば、本設例については、それぞれの贈与について、Aの持戻免除の意思表示が認められ、持戻しの対象とならない可能性があります。

実務解説

具体的な処理方法について法令・判例の根拠を示しながら解説しています。

1 特別受益として持戻しの対象とされる贈与

民法903条1項は、持戻しの対象とされる財産を「遺贈」及び「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として」受けた生前の贈与と規定しています。

したがって、「遺贈」については、その目的に関わりなく全て持戻しの対象になりますが、他方、生前の贈与については全ての生前贈与が持戻しの対象となるわけではな

関係する判例や執筆者が取り扱った案件など、実務の指針となる事例の要旨を掲げています。

第4章 特別受益をめぐる紛争

▶CASE ○相続人の一部が、成人し就職した後も、30歳で結婚するまで親元で生活し、住居費の支出を免れるとともに、両親から食事のサービスを受けていたことについては、特別受益には該当しないとされた事例。
(大阪家審平19・2・8家月60・9・110)
○被相続人から相続人の1人に対する継続的な送金のうち月10万円に満たない部分は親族間の扶養的金銭援助にとどまり生計の資本としての贈与とは認められず、月10万円を超える部分について生計の資本としての贈与と認めた事例。
(東京家審平21・1・30家月62・9・62)

イ 学費の贈与

高校卒業後の学費(大学、専門学校、留学等)が、特別受益に当たるか、扶養義務の範囲に含まれるかについては、被相続人の生前の資力、社会的地位、他の相続人

第4章 特別受益をめぐる紛争

税務知識など事案処理をする上で知っておくべき関連知識を解説しています。

PLUS POINT

○特別受益がある場合の税務上の取扱い

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行われなければならないが、遺産分割がなされていなくても申告期限は延びません(相続27①)。

そのため、贈与の特別受益該当性が問題となって申告期限までに遺産分割が完了しなかった場合、民法上の法定相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものととして相続税の計算をして、申告と納税を行います(相続55)。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.7)645-1①

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

ケース別

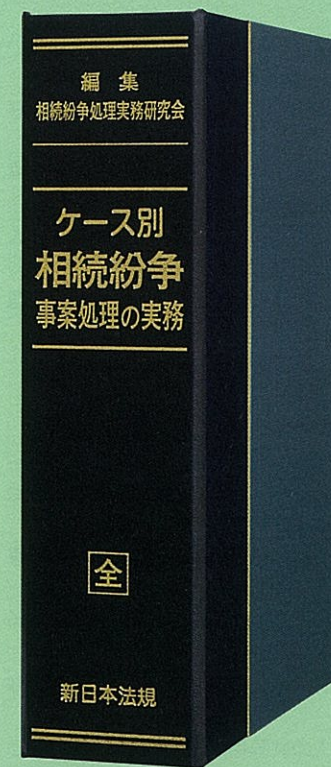
相続紛争 事案処理の実務

編集 相続紛争処理実務研究会

代表 高橋 恭司(弁護士)

多様な争点が錯綜する 相続問題解決の突破口に!!

- ◆ 相続紛争の解決に必要な処理について、前提知識だけでなく、処理方針を決定する際の考え方を、「設例」形式で解説しています。
- ◆ 具体的な事案を当事者関係図とともに掲げ、実務解説で対応方法をわかりやすく解説しています。その上で、類似案件にも対応できるよう、CASEで関係判例を、PLUS POINTで税務等の関連知識も適宜解説しています。
- ◆ 相続事件を専門に取り扱っている弁護士が、自身の豊富な体験を踏まえて解説しています。



0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁846頁
定価11,000円(本体10,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 相続人をめぐる紛争

1 親子関係の有無・内縁配偶者の権利をめぐる紛争

- ◇概説
- 被相続人の養子縁組の有効性に疑いがある場合の調査方法
- 養子縁組届の偽造が問題となる訴訟の争点
- 被相続人の判断能力が問題となる養子縁組無効確認訴訟の争点
- 養子縁組の実質的意思が問題となる場合の争点
- 実親子関係の不存在が問題となる訴訟の争点
- 内縁の妻の権利が問題となる場合

2 相続人の欠格・推定相続人の廃除をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺言を隠匿している疑いのある相続人がいるときの手続の進め方が問題となる場合
- 遺言の「隠匿」行為の主観的態様が問題となる場合
- 遺言を長年隠匿した者が、遺留分減殺請求権の消滅時効を援用できるかが問題となる場合
- 「虐待若しくは重大な侮辱」による推定相続人の廃除が問題となる場合
- 「その他の著しい非行」に該当するかが問題となる場合

3 相続人が不存在・不在である場合

- ◇概説
- 相続財産管理人の申立てを検討すべき場合
- 相続財産管理人選任後に問題が生じた場合
- 相続人の1人の居所が不明である場合の遺産分割の進め方

4 相続の承認、放棄、限定承認をめぐる紛争

- ◇概説
- 法定単純承認該当事由の有無が問題となる場合
- 熟慮期間経過後の申述の有効性が問題となる場合
- 被後見人の共同相続人である後見人による相続放棄の効力が問題となる場合
- 登記未了の相続放棄の効力が問題となる場合
- 限定承認の申立てを検討すべき場合
- 相続分を譲渡及び放棄した場合

5 特別縁故者をめぐる紛争

- ◇概説
- 「被相続人と生計を同じくしていた者」に該当するか否かが問題となる場合
- 「被相続人の療養看護に努めた者」に該当するか否かが問題となる場合
- 「その他被相続人と特別の縁故にあった者」に該当するか否かが問題となる場合
- 相当性を欠くか否かが問題となる事例

- 相続放棄をした者が特別縁故者として認められるか否かが問題となる場合

第2章 遺産の範囲をめぐる紛争

1 遺産分割における預貯金・現金の取扱い

- ◇概説
- 遺産が預貯金に限られるケースで超過特別受益者がいる場合

2 遺産分割における不動産利用権の取扱い

- ◇概説
- 遺産分割における不動産利用権(土地賃借権、建物賃借権、使用貸借権)の取扱いが問題となる場合

3 遺産分割における社員権の取扱い

- ◇概説
- 遺産分割における社員権の取扱いが問題となる場合

4 遺産分割における投資信託の取扱い

- ◇概説
- 遺産分割における投資信託の取扱いが問題となる場合

5 遺産分割におけるゴルフ会員権の取扱い

- ◇概説
- ゴルフ会員権の遺産性が問題となる場合
- 相続人からの名義書換請求を拒んだことの有効性が問題となる場合

6 遺産分割における知的財産権の取扱い

- ◇概説
- 遺産の中に著作権や特許権がある場合における遺産分割成立までの権利関係等が問題となる場合

7 遺産分割における損害賠償請求権の取扱い

- ◇概説
- 損害賠償請求権を相続した相続人による権利行使方法が問題となる場合
- 被相続人が恩給・年金等を受給していたところ被相続人の死亡により恩給・年金等を受給できなくなったことを逸失利益として、相続人が請求することができるかが問題となる場合

8 遺産分割における生命保険金の取扱い

- ◇概説
- 生命保険金が遺産分割の対象になるかが問題となる場合

9 遺産分割における死亡退職金の取扱い

- ◇概説
- 死亡退職金規程に基づき被相続人の妻にのみ支給された死亡退職金が遺産に該当するか問題となる場合
- 死亡退職金規程のない財団法人が、法定相続人の一部にのみ死亡退職金を支給した場合に、当該死亡退職金が遺産に該当するかが問題となる場合

10 遺産分割における身分上の権利の取扱い

- ◇概説
- 扶養請求権が相続の対象となるか否かが問題となる場合
- 養親が養子に対して有している離縁請求権が相続の対象となるか否かが問題となる場合

- 被認知者が認知者に対して提起した認知無効の訴えが承継の対象になるか否かが問題となる場合

- 財産分与義務が相続の対象となるか否かが問題となる場合

11 遺産分割における代償財産の取扱い

- ◇概説
- 遺産分割前に、共同相続人全員の合意で遺産たる不動産を売却した場合の売買代金債権・売買代金が遺産に含まれるかが問題となる場合
- 遺産分割前に、相続人の1人が、遺産たる株式を他の共同相続人に無断で売却したときに、他の共同相続人からの当該相続人に対する損害賠償請求権が遺産分割の対象となるかが問題となる場合

第3章 遺産分割をめぐる紛争

1 法定相続分をめぐる紛争

- ◇概説
- 相続人と法定相続分の確定において、現行民法と旧規定の双方が問題となる場合
- 現行民法下における非嫡出子の法定相続分が問題となる場合

2 相続債務をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺産分割における金銭債務の取扱いが問題となる場合
- 遺産分割における保証債務の取扱いが問題となる場合

3 遺産の評価をめぐる紛争

- ◇概説
- 不動産の評価方法が問題となる場合
- 相続人の使用借権が設定されている土地の評価が問題となる場合
- 非上場株式の評価方法が問題となる場合

第4章 特別受益をめぐる紛争

1 特別受益該当性をめぐる紛争

- ◇概説
- 特別受益を争う手続が問題となる場合
- 生前贈与の特別受益該当性と持戻免除の意思表示の有無が問題となる場合
- 生命保険の特別受益性が問題となる場合
- 遺産の無償使用の特別受益該当性が問題になる場合

2 特別受益者の範囲をめぐる紛争

- ◇概説
- 代襲相続人への贈与が問題となる場合
- 相続人の配偶者・子に対する贈与が問題となる場合
- 再転相続が生じた場合の特別受益が問題となる場合

第5章 寄与分をめぐる紛争

1 寄与分を受ける者の範囲をめぐる紛争

- ◇概説
- 共同相続人以外の寄与が問題となる場合

2 類型別の寄与分該当性と評価をめぐる紛争

- ◇概説
- 療養看護型の寄与分が問題となる場合
- 扶養型の寄与分が問題となる場合
- 家業従事型の寄与分が問題となる場合
- 金銭出資型の寄与分が問題となる場合
- 寄与行為と被相続人の財産上の効果発生との因果関係が問題となる場合
- 財産管理型の寄与分が問題となる場合

第6章 具体的相続分の算定と遺産分割をめぐる紛争

1 特別受益者・寄与相続人がいる場合の具体的相続分の計算方法

- ◇概説
- 特別受益者と寄与相続人の双方が存在する場合
- 超過特別受益者がいる場合

2 遺産分割の方法

- ◇概説
- 代償分割の要件及び代償金の支払方法が問題となる場合
- 換価分割が認められるのはいかなる場合か
- 共有分割が認められるのはいかなる場合か
- 遺産分割において、相続人以外の者(株式会社、債権者)の承諾の要否が問題となる場合

第7章 遺言をめぐる紛争

1 遺言者の判断能力をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺言者の判断能力が問題となる場合

2 遺言の形式をめぐる紛争

- ◇概説
- 自書性に争いがある場合
- 他人が添え手をして作成した遺言の有効性が問題となる場合
- パソコン・第三者作成の図面・カーボン紙を用いて作成された遺言の有効性が問題となる場合
- 日付の記載に不備がある場合の遺言の有効性が問題となる場合
- 自筆証書遺言の「押印」の有効性に関する問題
- 遺言者以外の者の手によって破棄された遺言の効力が問題となる場合
- 加除修正がある遺言の効力が問題となる場合
- 数葉にわたる遺言の効力が問題となる場合

3 遺言をめぐるその他の紛争

- ◇概説
- 遺言の解釈が問題となる場合
- 第1遺言を撤回するという遺言(第2遺言)をさらに撤回するという遺言(第3遺言)によって、第1遺言が復活するか問題となる場合
- 「相続させる」旨の遺言によって遺産を取得した相続人と、他の相続人の持分を差し押さえた債権者との優劣が問題となる場合
- 「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合における当該遺言の効力が問題となる場合
- いわゆる後継ぎ遺贈の効力が問題となる場合

第8章 遺留分をめぐる紛争

1 遺留分額の算定方法をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺留分算定の基礎財産が問題となる場合
- 遺留分侵害額の計算において相続債務の扱いが問題となる場合
- 共同相続人間の遺留分減殺における遺留分の計算方法が問題となる場合
- 減殺すべき遺贈及び贈与が複数存在する場合

2 遺留分減殺と価額弁償をめぐる紛争

- ◇概説
- 価額弁償の抗弁の意思表示だけで、目的物返還義務を免れることができるかが問題となる場合
- 一部の財産に対する価額弁償の可否及び弁償すべき「価額」の算定基準時が問題となる場合
- 遺留分権利者からの価額弁償請求ができるかが問題となる場合
- 遅延損害金の起算点が問題となる場合

3 遺留分減殺請求と寄与分をめぐる紛争

- ◇概説
- 寄与分に対する遺留分減殺請求の可否が問題となる場合
- 遺留分減殺請求訴訟において抗弁として寄与分が主張できるかが問題となる場合
- 割合的包括遺贈に対する遺留分減殺請求が問題となる場合

第9章 その他の紛争

1 遺産分割協議の有効性をめぐる紛争

- ◇概説
- 未成年相続人と親権者相続人の双方を弁護士が代理して成立させた遺産分割協議の有効性が問題となる場合
- 所在不明の相続人に不在者財産管理人を選任して遺産分割協議を成立させた後に不在者が現れ、不在者以外の相続人の特別受益主張がなされなかったことを理由に遺産分割協議の有効性が問題となる場合
- 遺産分割協議書の偽造を理由とする無効主張が認められるかが問題となる場合
- 遺産の範囲に錯誤があったことを理由として遺産分割協議の錯誤無効が認められるかが争点となる場合
- 遺産の評価を誤った遺産分割協議、遺言書の存在を知らずになされた遺産分割協議が錯誤無効となるかが問題となる場合
- 遺産分割協議書の債務不履行解除が認められるかが問題となる場合

2 被相続人の生前に引き出された預貯金をめぐる紛争

- ◇概説
- 被相続人名義の預貯金からの不当利得が疑われるケースの調査方法
- 生前に出金された預貯金の返還を求めるための法律構成

- 引出し行為者が相続人か否かが争点となる場合の立証
- 被相続人の預貯金を引き出した者が財産管理の委託を受けたと主張した場合の立証
- 被相続人の預貯金を引き出した者が引き出したお金を被相続人のために消費したと主張した場合の立証
- 被相続人の預貯金を引き出した者が引き出したお金を被相続人からの贈与であると主張した場合の手続

3 相続開始後の遺産から生じる収益・費用をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺産収益の帰属及び費用負担が問題となる場合

4 遺産である不動産の無償使用をめぐる紛争

- ◇概説
- 被相続人の生前から遺産不動産に無償で居住していた相続人に対し、被相続人の死後、賃料の支払を請求できるかが問題となる場合
- 被相続人と内縁関係にあり、被相続人と生前同居していた者の居住権が問題となる場合
- 遺産たる不動産の無償使用に際して生じる管理費用の負担が問題となる場合

- 相続開始後に、無断で遺産不動産の占有を開始した共同相続人に対し、立退きと賃料の請求をすることができるかが問題となる場合

- 被相続人が使用貸借の借主の立場にあり、被相続人の死後、貸主から目的物の返還を求められた場合

5 葬儀・法要と祭祀承継をめぐる紛争

- ◇概説
- 遺産分割における葬儀費用の取扱いが問題となる場合
- 祭祀承継者の決定方法が問題となる場合

6 相続回復請求権をめぐる紛争

- ◇概説
- 相続回復請求権の相手方が問題となる場合

第10章 各種調査

1 相続人の調査

- ◇概説
- 父親が亡くなった場合の相続人の調査
- 妹が亡くなった場合の相続人の調査

2 財産の調査

- ◇概説
- 財産調査の方法

3 判断能力の調査

- ◇概説
- 被相続人の判断能力についての調査方法

4 遺言書の調査

- ◇概説
- 遺言書の有無が問題となる場合

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。